

日常生活の様々な課題をクリエイティブなアイデアで解決しよう

「札幌試行錯誤シリーズ」

～クリエイターのアイデアに価値を～



アイデアを具現化できる協カクリエイターを募集
1事例あたり 25万円の謝礼（最大3事例）

Inter x cross Creative Center

インタークロス・クリエイティブ・センター（ICC）では、産業振興の一環としてクリエイティブ産業に従事する市内クリエイター等の活動を広く応援するとともに、クリエイター自らが商品やサービスの新しい価値づくりに挑戦する機会を提供する等、クリエイティブの価値向上を図る活動を行っています。

この活動の一環として、“アイデアに価値を”をコンセプトに、これからの社会に対応する新しいクリエイティブの活用事例を増やすべく、社会や生活に潜む様々な課題を見つけ、その解決策のメリット・デメリットを検証し解決案を具現化することができる協カクリエイターを募集します。

プレゼンテーションと審査会を経て採用されたアイデアは、実際に市民や企業が手に取り体験できるようプロトタイプを試作していただき、ICCや札幌市産業振興センター内において展示紹介を行います。さらに、クリエイターのポートフォリオとしてICCや一般財団法人さっぽろ産業振興財団のウェブ等にて積極的なプロモーションを行います。

募集要項

1 目的

市内クリエイター等の課題発掘力及び企画提案力の向上を図るとともに、クリエイター主導の新しいビジネスモデルの構築機会を提供することで札幌市経済の活性化に寄与する。

2 応募資格

市内クリエイター等は(1)から(3)の条件を全て満たしていること。

- (1) 札幌市内に本社（事業所）があり、1年以上クリエイターとして事業を営んでいること。
- (2) ICCクリエイター登録者であること（個人・ユニット・法人を問わない）

ICCクリエイター登録サイト

<https://www.icc-jp.com/creators/regist.php>

【注】クリエイターご本人が登録申請を行ってください。
ご申請後 ICC 事務局より別途ご連絡いたします。



- ※ 法人に所属している個人クリエイターが申請する場合は、個人の事例として公表されるため法人代表の承認を得ていることを前提とします。
- ※ クリエイター複数人による団体申請も可とします。

- (3) その他以下の条件を全て満たしていることとします。

- ①市税を滞納していないこと
- ②札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体であるもの又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められるものでないこと
- ④社会常識上及び倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する、犯罪的行為もしくはそれに結び付くまたは引き起こす、など）を行っていないこと

4 テーマ

- | | |
|-------|--------|
| 1 子育て | 4 学び |
| 2 食 | 5 映像産業 |
| 3 移動 | 6 ICC |

5 応募に向けたステップ

- (1) 4のテーマを一つ選択し、テーマにおいて影響を受けるであろうターゲットを想定。
- (2) ターゲットの調査・ヒアリングを行ったうえで課題を整理し、課題に対する解決策を提案。
(1クリエイターにつき1提案とします)

6 応募書類

(1) 応募用紙（様式1）

ダウンロード先

[ICC 公式サイト] <https://www.icc-jp.com/news/creatorsubsidy.html>



(2) プレゼンテーション資料

（様式は自由としますが、PDF ファイルに変換してください）

7 応募期間

令和2年8月28日（金）から10月30日（金）17:00まで

8 応募方法

特設応募フォームより応募してください。

[特設応募フォーム] <https://business.form-mailer.jp/fms/cdc9ecf4127583>



※応募書類は zip ファイルにまとめて添付してください。

（データ添付の容量最大 3MB）

9 審査・選考

(1) 選考件数 3 件（最大）

(2) プレゼンテーション

日時：令和2年11月上旬 ※詳細は募集を締切った後に別途ご連絡します。

会場：インタークロス・クリエイティブ・センター内

(3) 審査方法

提出書類とプレゼンテーションによるコンペティション形式。当財団の審査基準に基づき、当財団が審査を行います。ただし、応募状況に応じて変更になる場合があります。審査及び審査結果に関するご質問、お問い合わせ等については応じません。

(4) 審査の観点

- ・テーマに沿ったターゲット設定であり、情報収集やヒアリングなど十分なリサーチを行っているか。
- ・リサーチ情報を的確に整理し、専門的な観点や知識で多角的に課題を掘起しているか。
- ・ターゲットの理想（プラス）に近づく本質的な解決策であるか（有効性）。
- ・解決に向けて新しい価値を提案しているか（新規性・独創性）。
- ・実現可能性が高いか。

10 選考後の流れ

採択案は ICC のプロジェクトとして登録され、プロジェクトの具現化に向けて、ICC 事務局、コーディネーターが伴走します。（選考発表より取材チームが参加します）

打ち合わせ場所は ICC を拠点としますが、状況に応じてオンライン会議等も行います。
その他、進捗管理や情報共有ツールとして slack を活用します。

【アイデアの具現化に向けたプロセス】

① ターゲットへの正式な協力依頼

クリエイターは、想定するターゲットに対して、本事業を説明し、今後のヒアリング協力、情報の公開・発信について等の承諾を得てください。

② ブラッシュアップ（繰り返し）

ターゲットへのヒアリング&情報整理 → 課題の発見 → 解決策の実証実験

```
graph LR; A[ターゲットへのヒアリング&情報整理] --> B[課題の発見]; B --> C[解決策の実証実験]; C --> A;
```

③ アイデアの具現化（プロトタイプ制作） → 報告会

11 支援内容

(1) アイデアの具現化

採択案の具現化に向けて ICC が伴走しプロトタイプ制作までの一連の事例づくりに対して謝礼をお支払いします。（1 事例につき 25 万円を想定）

※ 一連の事例づくりとは、調査、ヒアリング、情報整理、ブラッシュアップ、プロトタイプ制作までを言います。

(2) 情報発信

プロトタイプは ICC や札幌市産業振興センター内において展示紹介を行い、利用者からの意見をクリエイターへフィードバックします。さらに、クリエイターのポートフォリオとして ICC や一般財団法人さっぽろ産業振興財団のウェブ等にて積極的なプロモーションを行います。

(3) 新たなビジネスモデルの構築

事業化が見込まれる案件については、さっぽろ産業振興財団のネットワークを活用した連携先の発掘や起業に向けたサポートを行います。（ICC クリエイティブルーム、SPR への入居に向けたサポートも行います。）

12 著作権に関する事項

(1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属します。

(2) 企画提案者は、財団に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとします。

(3) 採用された企画案が第三者との知的財産権を侵害する疑いがある場合は、採用を取り消すことがあります。

(4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ第三者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

- (5) 提出された企画案その他提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合があります。

13 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募に係る一切の費用については企画提案者の負担とします。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めません。
- (3) 団体申請の場合、団体構成員や代表者（責任者）は、財団が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができません。
- (4) 採用された企画案の知的財産権についてはクリエイターに帰属しますが、プロトタイプについては ICC プロジェクトの事例として、ウェブサイト、展示等各種媒体において広報目的で発表いたします。
- (5) アイデアの具現化に向けた一連のプロセスにおいて、ICC 事務局が伴走いたします。また、記録と情報発信を目的に専属スタッフ（ライター、カメラマン、映像クリエイター等）が一部同行することがあります。
- (6) 当財団は、応募書類受理後、応募情報の管理について万全の注意を払いますが、天災その他不慮の事故による破損、紛失については一切の責任を負いません。
- (7) 応募者の個人情報については、当財団の個人情報取扱方針にもとづき、本事業の目的の範囲内で取り扱いいたします。

上記、すべての項目をお読みいただき、本事業の趣旨をご理解のうえ、ご応募いたくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

インタークロス・クリエイティブ・センター事務局

〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1-1

電話：011-817-8911 e-mail：info@icc-jp.com URL：<https://www.icc-jp.com>